

入院患者さんへお知らせ

平成28年4月1日より入院時の食事に係る
自己負担額が変わります。

区分	H28.4より	H28.3まで
一般所得者	360円	260円
低所得者(住民税非課税世帯等) 90日以内	210円(変更無し)	210円
低所得者(住民税非課税世帯等) 91日以降	160円(変更無し)	160円
低所得者世帯(70歳以上)	100円(変更無し)	100円

4月1日入院分より金額を変更して請求させていただきます。
ご不明な点は入院算定係までお問い合わせください。

※1食あたりの自己負担額と保険給付額の総額に変更はありません。

